

改正

昭和53年12月15日条例第15号
昭和63年3月17日条例第3号
平成6年12月15日条例第20号
平成10年6月18日条例第15号
平成12年12月25日条例第46号
平成13年3月13日条例第10号
平成14年6月24日条例第18号
平成14年9月26日条例第21号
平成16年6月18日条例第24号
平成18年9月20日条例第22号
平成20年3月24日条例第5号
平成20年9月24日条例第19号
平成21年3月17日条例第4号
平成24年3月13日条例第8号
平成27年3月20日条例第14号

乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年3月15日条例第8号）の全部を改正する条例を次のとおり制定する。

乳幼児等医療費助成に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児等医療費の負担分をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と保護者の負担軽減をはかることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「乳幼児等」とは、満18歳（高等教育又は類する教育を受けるために在学している者をいう。ただし、障害等により就学困難な者も含む。）に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの全ての者をいう。
- （2）「保護者」とは、乳幼児等の親権を行なう者、後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。
- （3）「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （4）「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行なわれた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- （5）この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。
- （6）「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(7) 「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等

(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基き、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(基本利用料の助成額)

第5条 町長は、第2条第6号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成の範囲)

第6条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、町の区域内に住所を有する世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯を除く。）に属する乳幼児等にかかる医療費から受給者が負担すべき基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を保護者に対して助成する。

(助成の申請及び申請期間)

第7条 前条の助成は、保護者からの申請に基づき行なうものとする。

2 前項に基づく助成は、町長が特に認めた場合には、保険医療機関からの請求に基づき支払うことができることとし、その支払いをもって保護者へ助成されたものとみなす。

3 第1項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して3年以内とする。

(届出の義務)

第8条 受給資格者は、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があったときは、保護者は、その旨をすみやかに町長に届出なければならない。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により、第6条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

2 改正前の乳幼児医療費の助成に関する条例の規定に基いておこなう、助成についてはなお従前の例による。

附 則（昭和53年12月15日条例第15号）

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月17日条例第3号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月15日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改定後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43

条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額) 」とする。

附 則 (平成10年6月18日条例第15号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年12月25日条例第46号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月13日条例第10号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に現にこの条例による改正前の乳幼児医療費助成に関する条例第5条の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による改正後の乳幼児医療費助成に関する条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成14年6月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年9月26日条例第21号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月18日条例第24号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月20日条例第22号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月24日条例第19号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月17日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月13日条例第8号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正条例の施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月20日条例第14号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正条例の施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

改正

平成6年12月15日規則第13号
平成13年3月23日規則第2号
平成13年8月28日規則第9号
平成14年10月1日規則第14号
平成16年10月1日規則第19号
平成17年9月30日規則第17号
平成18年9月20日規則第28号
平成20年3月24日規則第9号
平成20年8月19日規則第17号
平成20年12月17日規則第23号
平成24年5月29日規則第19号
平成27年3月30日規則第9号
平成27年7月21日規則第17号
平成27年12月30日規則第25号

乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、乳幼児等医療費助成に関する条例（昭和48年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本利用料)

第2条 受給者が条例第2条第5号に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を支給する。

(受給資格者の認定申請)

第3条 条例第4条の規定により、認定申請をしようとする者は、様式第1号による乳幼児等医療費受給資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）を添えて申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第4条 町長は、前条の規定により認定したものについて様式第2号の乳幼児等医療費給付登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録し様式第3号の乳幼児等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証をき損又は亡失したときは、様式第4号の乳幼児等医療費受給者証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は8月1日から7月31日までの間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受給者証の提示)

第5条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証等を添えて提示するものとする。

(助成の申請)

第6条 条例第7条に規定する助成の申請は、様式第5号による乳幼児等医療費助成申請書に医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

(助成額の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ支払額を決定し、様式第6号による乳幼児等医療費助成金支払通知書により当該申請者に通知する。

(条例第5条に規定する額等)

第7条の2 条例第5条に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項（同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。）に規定する額とする。

（受給資格の喪失及び受給者証の返還）

第8条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 町に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 条例第3条のただし書きに該当するに至ったとき。

2 前項の規定に該当するときは、すみやかに受給者証を町長に返還しなければならない。

（変更の届出）

第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、乳幼児等医療費受給資格変更届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (2) 住所に変更があったとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更があったとき。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

2 改正前の乳児医療の助成に関する条例施行規則の規定に基づいておこなう事務手続は新様式に基づいて行なうものとする。

附 則（平成6年12月15日規則第13号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成13年8月28日規則第9号）

この規則は、平成13年10月1日から適用する。

附 則（平成14年10月1日規則第14号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第19号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第17号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第4条第3項の規定は、平成17年度に限り10月1日から7月31日までとする。

附 則（平成18年9月20日規則第28号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規則第9号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月19日規則第17号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月17日規則第23号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成24年5月29日規則第19号）

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月21日規則第17号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成27年12月30日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 (第2条関係)

第2条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

- 1 所得の額
所得の額は、前年の所得(1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。)とし、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額とする。
- 2 所得の範囲及び所得の額の計算方法
 - (1) 所得の範囲は、児童手当法施行令第2条の規定によるものとする。
 - (2) 所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条の規定によるものとする。

様式第1号

乳幼児等医療費受給資格認定申請書

平成 年 月 日

小平町長 様

保護者 住所

氏名 ㊟

乳幼児等医療費受給者証の交付を申請します。

保 護 者	フリガナ		住所		
	氏 名				
	男 女	年 月 日生	電話	個 人 番 号	
受給対象者の状況	フリガナ				
	受給対象者名	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)	
	個 人 番 号				
	保護者との続柄				
	保護者との同居別居の別	同居・別居	同居・別居	同居・別居	
	父 の 氏 名		生 死 亡	※	
	母 の 氏 名		生 死 亡	※	
医 療 保 険	保 険 種 別		記号 番号	附加 給付	有・無
	被 保 険 者 証 発 行 機 関 名		所 在 地		
	添 付 書 類	「被保険者証の写し」を添えること。			

この申請に関して小平町が必要とするときは、小平町が私の所得状況等について調査することに同意します。

年 月 日

扶養義務者

㊟

※ 決 定 欄	課長		課長 補佐		係長		係		決定 年月日	平成 年 月 日
	所得の状況		年分所得額 円			控除後の所得額 円			所得制限限度額	
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を交付する。 2 次の理由により上記申請を却下する。									
却下 理由										

様式第2号

乳 幼 児 等 医 療 給 付 登 録 台 帳

(表面)

受給資格者 (対象乳幼児等)	(ふりがな)		性 別	男 ・ 女	生 年 月 日	昭 和 ・ ・ ・	住 所							
	(変更後の氏名)							変 更 年 月 日		事 由		(変 更 ・ ・ ・)		
	保 護 者 名			続 柄	職 業 先 勤 務			変 更 後 の 住 所	(変 更 ・ ・ ・)					
(変 更 ・ ・ ・)						(変 更 ・ ・ ・)								
加 入 保 険	被 保 険 者	保 険 種 別	記 号 番 号		給 付 割 合	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地			附 加 給 付 状 況				
		政・組・日 船・共・国	第 号											
		政・組・日 船・共・国	第 号											
受給資格者証交付・再交付・停止・変更							受給資格を 有すること となった日	摘 要						
年 月 日	区 分	事 由		年 月 日	区 分	事 由								
・ ・	交 付			・ ・	交 付	再 交 付						停 止	更 新	
・ ・	交 付	再 交 付	停 止	更 新	・ ・	交 付						再 交 付	停 止	更 新
・ ・	交 付	再 交 付	停 止	更 新	・ ・	交 付						再 交 付	停 止	更 新
受給者証 番号	住 所	受給資格者(乳幼児等) 氏名		性 別	生 年 月 日	受給期間		保 険 種 別			停 止	附 加 給 付		
				男・女	昭 和 ・	入 院	入 院 外	政 組 日 船 共 国			有・無			

乳 幼 児 等 医 療 費 助 成 記 録

(裏面)

医 療 機 関	受 診 年 月	入 院 料 以 外				入 院 料				助 成 額 計	支 給 年 月 検 印
		一 部 負 担 金 円	附 加 給 付 額 円	初 診 時 負 担 額 円	助 成 額 円	一 部 負 担 金 円	附 加 給 付 額 円	初 診 時 負 担 額 円	助 成 額 円		
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										

様式第3号 (その1)

(表面)

乳課		乳幼児等医療費受給者証	
公費負担者 番号		受給者 番号	
乳 幼 児 等	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
有 効 期 限		年 月 日から 年 月 日まで	
自 己 負 担			
発 行 機 関 名 及 び 印	小 平 町 長		
交 付 年 月 日	年 月 日		

(裏面)

注 意 事 項

- この証は、北海道内の保険医療機関等において受診した場合、窓口で支払うべく自己負担相当額を町長が支払する証ですので、大切に保管してください。
- 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 受給者の資格が無くなったときは、速やかにこの証を町長に返還してください。
- 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

保険医療機関等の皆様へ
診療報酬明細書の請求について

(1)未就学児、小学生の入院・指定訪問看護

- 「乳初」の初診時と「乳課」においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。
- なお、医療保険の請求点数は「保険欄」に、一部負担金は町で助成しますが、一部負担金を公費「①」の負担金額欄へ記載してください。
- 「乳初」で初診時以外の月については、医療保険と公費「90」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載して下さい。

(2)小学生の入院・指定訪問看護以外、中学生、高校生、所得制限超過

- 医療保険と公費「92」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載、一部負担金額は記載しないでください。

※一部負担金

- 表面左上に「乳課」の表示がある場合
 - ①医科・歯科・調剤の場合 1割に相当する額
 - ②その他町長が定める額
- 表面左上に「乳初」又は「乳課」のうち「初診時一部負担金のみ」の表示がある場合
 - ①医科受診の場合 580円
 - ②歯科受診の場合 510円
 - ③その他町長が定める額

様式第3号(その2)

(表面)

乳初		乳幼児等医療費受給者証	
公費負担者 番号		受給者 番号	
乳 幼 児 等	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
有 効 期 限		年 月 日から 年 月 日まで	
自 己 負 担			
発 行 機 関 名 及 び 印	小 平 町 長		
交 付 年 月 日	年 月 日		

(裏面)

注 意 事 項

- この証は、北海道内の保険医療機関等において受診した場合、窓口で支払うべく自己負担相当額を町長が支払する証ですので、大切に保管してください。
- 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 受給者の資格が無くなったときは、速やかにこの証を町長に返還してください。
- 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

保険医療機関等の皆様へ
診療報酬明細書の請求について

(1)未就学児、小学生の入院・指定訪問看護

- 「乳初」の初診時と「乳課」においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。
- なお、医療保険の請求点数は「保険欄」に、一部負担金は町で助成しますが、一部負担金を公費「①」の負担金額欄へ記載してください。
- 「乳初」で初診時以外の月については、医療保険と公費「90」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載して下さい。

(2)小学生の入院・指定訪問看護以外、中学生、高校生、所得制限超過

- 医療保険と公費「92」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載、一部負担金額は記載しないでください。

※一部負担金

- 表面左上に「乳課」の表示がある場合
 - ①医科・歯科・調剤の場合 1割に相当する額
 - ②その他町長が定める額
- 表面左上に「乳初」又は「乳課」のうち「初診時一部負担金のみ」の表示がある場合
 - ①医科受診の場合 580円
 - ②歯科受診の場合 510円
 - ③その他町長が定める額

様式第3号(その3)

(表面)		(裏面)	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">乳</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">乳幼児等医療費受給者証</div>		注 意 事 項	
公費負担者 番 号		受給者 番 号	
乳 幼 児 等	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	生
有 効 期 限		年 月 日	から 年 月 日
自 己 負 担			
発 行 機 関 名 及 び 印	小 平 町 長		
交 付 年 月 日	年 月 日		

1 この証は、北海道内の保険医療機関等において受診した場合、窓口で支払うべく自己負担金相当額を町長が支払する証ですので、大切に保管してください。

2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口に出してしてください。

3 受給者の資格が無くなったときは、速やかにこの証を町長に返還してください。

4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。

5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に町長にその旨を届け出てください。

6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。

7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに町長に返してください。

8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

保険医療機関等の皆様へ
診療報酬明細書の請求について

(1)未就学児、小学生の入院・指定訪問看護

- ・ **乳初** の初診時と **乳調** においては、医療保険と公費「90」、公費「91」の併用で請求してください。
- なお、医療保険の請求点数は「保険欄」に、一部負担金は町で助成しますが、一部負担金を公費「①」の負担金額欄へ記載してください。
- ・ **乳初** で初診時以外の月については、医療保険と公費「90」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載して下さい。

(2)小学生の入院・指定訪問看護以外、中学生、高校生、所得制限超過

- ・ 医療保険と公費「92」の併用で請求し、「保険欄」に請求点数のみ記載、一部負担金額は記載しないでください。

※一部負担金

- ・ 表面左上に **乳調** の表示がある場合
 - ①医科・歯科・調剤の場合 1割に相当する額
 - ②その他町長が定める額
- ・ 表面左上に **乳初** 又は **乳調** のうち「初診時一部負担金のみ」の表示がある場合
 - ①医科受診の場合 580円
 - ②歯科受診の場合 510円
 - ③その他町長が定める額

様式第4号

乳幼児等医療費受給者証再交付申請書

昭和 年 月 日

留萌郡小平町長 殿

保護者 住 所

氏 名 ㊟

下記の理由により乳幼児等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受給対象者	住所			
	氏名		受給者証 記号番号	第 号
理 由	1 破損した 2 汚損した 3 紛失した 4			

様式第5号

乳幼児等医療費助成申請書

昭和 年 月 日

留萌郡小平町長 殿

保護者 住 所

氏 名 ㊟

乳幼児等医療費の支給を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。

記

受給対象者	受給者証 記号番号	第 号	医療保険	
			記号・番号	
	住所			
医療を受けた た病院等	氏名		生年月日	年 月 日生
	名称			
	住所			
添付書類	医療機関の発行した領収書			

様式第6号

第 号

平成 年 月 日

殿

留萌郡小平町長

印

乳幼児等医療費助成金支払通知書

次のとおり乳幼児等医療費の助成額を決定しましたので通知します。

記

1 決定支給額 円

2 支払年月日 平成 年 月 日

3 支払場所
様式第7号

乳幼児等医療費受給資格変更届

平成 年 月 日

小平町長 様

届出者 住 所

氏 名

㊞

下記のとおり住所等に変更がありましたのでお届けします。

受 給 者 名				受給者番号				個人番号		
受 給 者	住 所	新							変更	
		旧							年 月 日	
	氏 名	新							変更	
		旧							年 月 日	
保 護 者	加 入 保 険	新	種		保 険 者 名		記 号 番 号	変更		
		旧	類					年 月 日		
	保 険	新	附加給付				附加給付		変更	
		旧	の 有 無				の 内 容		年 月 日	
保 護 者	住 所	新							変更	
		旧							年 月 日	
	氏 名	新							変更	
		旧							年 月 日	

※ 処 理 欄	課長		課長 補佐		係長		係		処 理 年 月 日	平成 年 月 日
	上記届出により次のとおり処理する。									
	新受給者 番 号					変更年 月 日		平成 年 月 日		
	台帳整理		未・済		払出簿処理		未・済		受給者証訂正(回収)	

(注)届出者は※欄を記入しないで下さい。